

総社市職員研修委員会規程（平成17年総社市訓令第27号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月31日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条項とし、移動条に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織等)</p> <p>第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員<u>12人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 委員長は副市長を、副委員長は総務部長を、<u>委員は市長が市の職員のうちから指名する者をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>市長が指名する委員の任期は、毎年度3月31日までとする。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第4条 略</p> <p>(会務の処理)</p> <p>第5条 略</p> <p>(その他)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員<u>8人</u>以内をもって組織し、委員は市の職員のうちから市長が指名する。</p> <p>2 委員長は副市長、副委員長は総務部長をもって充てる。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 <u>委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>2 <u>補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>(会務の処理)</p> <p>第6条 略</p> <p>(その他)</p>

改正後	改正前
第6条 略	第7条 略

附 則
この訓令は、令和3年6月1日から施行する。